

## 扶養控除等申告書の変更に伴う注意点

Q1. 「16歳未満の扶養親族」について申告が漏れているとどうなるの？

A1. 今まで非課税であった人、および均等割のみ課税されていた人の住民税が平成24年度から増えてしまう場合があります。

Q2. 住民税の「均等割」「所得割」の非課税限度額はどのように計算するの？

A2.

### ①均等割の算出方法

$280,000 \text{ 円} \times (1 + \text{扶養親族の人数}) + 168,000 \text{ 円} \geq \text{合計所得金額}$   
の場合、住民税の均等割は**非課税**となります。

※ただし、**扶養親族の人数が0人の場合は280,000円**となります。

### ②所得割の算出方法

$350,000 \text{ 円} \times (1 + \text{扶養親族の人数}) + 320,000 \text{ 円} \geq \text{総所得金額}$   
の場合、住民税の所得割は**非課税**となります。

※ただし、**扶養親族の人数が0人の場合は350,000円**となります。

Q3. 「16歳未満の扶養親族」についてはどのように申告するの？

A3.

### ①【給与所得者の人で、所得税、住民税の申告の必要ない人】

勤務先に提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」の「**住民税に関する事項**」欄に、16歳未満の扶養親族について記入してください。

### ②【公的年金受給者の人で、所得税、住民税の申告の必要ない人】

「年金支払者への現況届」の「**扶養親族（16歳未満）**」欄、または「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の「**住民税に関する事項**」欄に16歳未満の扶養親族について記入してください。

### ③【所得税の確定申告をされる人】

確定申告書の様式**第2表「住民税に関する事項**」欄に、16歳未満の扶養親族についての記入欄が設けられる予定（平成23年分申告分）ですので当該欄に16歳未満の扶養親族について記入してください。

### ④【住民税の申告をされる人】

市民税・県民税申告書の「**扶養親族（16歳未満）**」欄に、16歳未満の扶養親族について記入してください。